㉕ 追加特記その2

1 内部の工事期間等

※ 着手 平成 年 月 日～終了 平成 年 月 日までとする。

※ 次の作業は内部工事着工前に行える。ただし、着工日、作業箇所は保育所及び監督員と協議の上決定する。

※ 外部足場組等の仮設工事

※ 工場製作のための現況寸法調査

・

・

② 外壁改修の保証

※ 外壁改修工事（劣化状況調査、劣化部補修及び、下地処理、シーリング、仕上塗材仕上）は、新潟県外壁補修工事業協同組合員（以下「組合員」という。）の施工とする。
ただし、やむを得ない場合は、劣化部補修を組合員以外の施工とすることができる。
その場合は、組合員の施工指示による。

※ 外壁改修工事について、請負者は新潟県外壁補修工事業協同組合と連名の保証書を提出する。
保証期間 １０年

③ 適用図書の追加

※ 建築改修工事共通仕様書 平成１０年度版－建設大臣官房官庁営繕部監修（以下「改修共仕」という。）について、次の○印を付けた章のうち、図面及び共仕に記載されていないものを適用する。

- ○ １章 一般共通事項
- ○ ２章 仮設工事
- ○ ３章 防水改修工事
- ○ ４章 外壁改修工事
- ○ ５章 建具改修工事
- ○ ６章 内装改修工事
- ○ ７章 塗装改修工事
- ・ ８章 耐震改修工事
- ・ ９章 吹付けアスベストの除去及び封じ込め工事

④ 特別な材料の工法

共仕及び改修共仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

⑤ 施工数量調査の方法

目視及び打診（必要に応じて破壊）による調査を行い、監督員の立会いを受ける。
ただし、あらかじめ監督員が承諾した場合は、立会いを省略することができる。

⑥ 外壁改修工事の施工数量調査（劣化状況調査）

下記の劣化状況調査の結果について、施工方法、施工個所、施工数量等を施工図等にまとめ、監督員の承諾を得て施工する。

調査範囲

仕上塗材仕上の下地となる外壁、庇等の躯体コンクリート面、既存モルタル、タイル等の面

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
浮き部分を壁面に表示する。また、モルタルの剥離・剥落など欠陥部分を調査する。
コンクリートの表面のはがれ及び剥落部を壁面に表示する。
シーリングの劣化状況を調査する。
仕上塗材等の劣化部分、剥落部等を壁面に表示する。
新規仕上塗材の美観に影響を与えるおそれのある段差部等を壁面に表示する。

⑦ 防水改修工事の施工数量調査

下記の調査結果について、施工方法、施工個所、施工数量等を施工図等にまとめ、監督員の承諾を得て施工する。

調査範囲

屋根、庇等の防水改修工事の対象となる既存コンクリート面、モルタル等の面

調査内容

ひび割れの幅及び長さを屋根面等に図示する。
浮き部分、欠損部を屋根面等に表示する。また、脆弱部を調査する。
部分的な水はけ不良部や勾配不良の箇所を屋根面等に表示する。

8 内装改修工事の施工数量調査

下記の調査結果について、施工方法、施工個所、施工数量等を施工図等にまとめ、監督員の承諾を得て施工する。

※ 内部床、壁、天井等の改修後に見え掛かりとなる既存のコンクリート、モルタル、タイル、プラスター、ボード等の面

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。
モルタル、タイル、プラスターの浮き部分を壁面に表示する。また、モルタルの欠陥部分（モルタル目地を含む。）を調査する。
仕上材の欠損部、腐朽部、脆弱部を壁面に表示する。

※ カバー工法による床・壁・天井改修個所の下地材

調査内容

既存下地材の不陸、脆弱部、欠損部を調査する。
天井下地組の強度、腐朽状況を調査する。

※ 改修工事後も使用する建具（枠、額縁を含む。）

調査内容

建具の建て付け状況、建具金物の不具合の有無、仕上材の欠損部腐朽部を調査する。

9 その他の施工数量調査

※ 設備工事及び既存部分と改修部分との取り合い部の整合を調査する。

※ 造り付けの実験台、作業台、流し及び黒板等で監督員が指示したものについて、欠陥部分や不具合の有無を調査する。

㉕ 追加特記その2

⑩ 外壁改修工法（内部モルタル塗り部分を含む）の協議

外壁改修工法は、劣化状況調査をふまえ「建築改修工事監理指針 平成１０年版－建設大臣官房官庁営繕部監修」の４．１４を参考に監督員と協議して決定する。

⑪ 外壁既存塗膜等の除去及び下地処理

※ 図示による。（高圧水洗浄は、１５ＭＰａ以上のポンプ吐き出し圧力で、ノズルを壁面に直角にし、壁から５０㎝以内の距離を保ちながら行う。）

- ・ サンダー工法
- ・ 高圧水洗工法
- ・ 塗膜はく離剤工法
- ・ 水洗いエ法

⑫ 塗膜防水

※ Ｘ－１改、Ｘ－２改とも工程は改修共仕の表３．５．１表に準じ、主材の塗布量は、２．５㎏／㎡（単位容積質量が１．０以外の場合は、所要塗膜厚を確保するように使用量を換算する。）

※ 脱気筒は、アルミ又はステンレス製の逆流防止装置付とし、設置数はメーカー仕様による。

１３ 既存床材の撤去及び下地の補修

ビニル床タイル、ビニル床シートの撤去

※ 行わない

・ 行う （ ※ 仕上材のみ（接着材共） ・ 下地モルタル共（図示の範囲））

合成樹脂塗床材の撤去

※ 目荒し工法

・ 機械的除去工法

⑭ 改修後の床の清掃範囲

※ 改修箇所の室内

・

⑮ 内装材に用いる接着剤

※ 本工事に使用する接着剤に含まれる可塑剤は難揮発性とする。

※ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤は、ホルマリン不検出のもので水溶系とし、接着剤に含まれる可塑剤は難揮発性とする。

１６ 合板類 フローリング等

※ 合板、フローリング等の木質系仕上材は、ホルムアルデヒドの放散量が日本農林規格で定める次の等級のものとする。
・ Ｆｃ０ ・ Ｆｃ１ ※ Ｆｃ２

１７ 木材保存剤

木材保存剤（木材の防腐、防蟻処理）は、非有機リン系とする。

防腐、防蟻処理の方法

工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布すること。

１８ 収納・収納家具

※ 合板は、ＪＩＳで定めるホルムアルデヒドの放散量の等級がＦｃ０とする。

※ ミディアム・デンシティ・ファイバーボード（ＭＤＦ）及びパーティクルボードのＪＩＳで定めるホルムアルデヒドの放散量の等級は次による。

※ Ｅ０ ・ Ｅ１

⑲ 塗料

※ 塗料は、ホルマリン不検出のものとし、トルエンやキシレンの発生の原因となる有機溶剤の含有の少ないものとする。

⑳ 塗替えの下地調整

種 別	施 工 箇 所
・ ＲＡ種	・ 図示による
※ ＲＢ種	※ 全て（内部） ・ 図示による
・ ＲＣ種	・ 図示による

２１ 黒板の塗替え工法

工法は下表による。

工 程	使 用 量
黒板面の清掃	
傷等のパテ補修	
下地ラックニス塗布	酒精（アルコール系）塗料塗り １００ｇ／㎡以上
仕上塗装	合成樹脂系黒板専用塗料塗り ２２０ｇ／㎡以上

２２ 掲示板

特殊発泡材で張り替える。

２３ 人研ぎ製の流し等の仕上げ

※ サンダー掛け目荒らし後、クラック等をエポキシ系パテ処理し、エポキシ系塗り床材塗布ｔ＝１．０㎜仕上

・ 再研ぎ出し

２４ 備品等の移動

監督員の指示による校内移動とする。（対象備品は、図示による。）

㉕ 足場その他

外部足場

種別 ※ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種

防護シートによる養生 ※ 設計書による ・ 行わない

上長崎保育所大規模改修工事		No. 4
建築工事仕様書（4）		
新潟県南魚沼郡塩沢町大字君沢525 株式会社 冨所設計	1級建築士 冨所清治 大臣登録 第114217号	